平成２４年（フ）第１０４号
群馬県藤岡市藤岡329番地
債務者　東京産業株式会社
代表者代表取締役　春山　武三
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時30分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３２号
岡山市北区下中野312番地の109
債務者　株式会社尾図計画
代表者代表取締役　尾﨑　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前11時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９５号
堺市中区八田北町654番地１
債務者　岡山建設株式会社
代表者代表取締役　岡山　義彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
広島県福山市駅家町大字中島1176番地の３
債務者　大幸株式会社
代表者代表取締役　松本　　泰
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３１号
山口県宇部市明神町３丁目３番48号
債務者　清和産業株式会社
代表者代表取締役　亀田　道弘
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
4　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１２号
福井市江端町第８号12番地
債務者　白竹　清次
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　賢正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
福井県吉田郡永平寺町けやき台716番地
債務者　宮崎　眞海
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　昌寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５９号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目17番地　アーバンラフレ星ケ丘４―107号
債務者　深津　京子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅219棟14号
債務者　落合ひろみ（旧姓南村）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３４号
宮崎市清武町船引292番地１　第１共栄レジデンス１Ｄ号
債務者　岩切　裕史
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒原　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６６号
新潟県南魚沼市舞子1188番地
債務者　片桐　和久
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築井　一琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
佐賀県唐津市北波多行合野1876番地１
債務者　坂本　謙吾
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高崎　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４６９号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目492番地　パルシティ102
債務者　櫻井　陽江
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９５号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号１―1110
債務者　岡田　　充
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目21番地７　北号
債務者　大井　勇一
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　昭男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３５号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目21番地７　北号
債務者　大井　正義
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　昭男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部